

農地転用にかかる協定書

天の川沿岸土地改良区理事長 (以下「甲」という) と転用者

県 市郡 町 番地

(以下「乙」という) および転用組合員 (以下「丙」という) は 用地のため農地転用に伴う 天の川沿岸土地改良区 の地区除外すべき土地に係る土地改良法第42条第2項の規定による決済金及び転用後の土地改良事業に対する措置等について下記の通り協定を締結する。

記

第1条 乙の 用地のための農地転用に伴い地区から除外すべき下記の土地にかかる丙の甲に対する決済すべき債務は乙が引受け乙は丙に代り直接甲に対する決済の義務を負うものとする

大字	小字	番地	地目	面積	備考

第2条 乙が丙から引受けをなし甲に決済すべき債務は別記の通りとする

第3条 乙は用水のための水利設備および水使用にあたり地区内かんがい水に支障を来しもしくは土地改良施設の利用を害しない様措置を講じなければならない 万一これらの原因により地区内農地のかんがい水に支障をきたしもしくは土地改良施設の利用を害したときは乙は甲に対し損害の弁償をなしもしくは甲の申入れのあったときは乙は土地改良施設の代替施設その他必要な補償施設をしなければならない

第4条 乙は甲の許可なく地区内の土地改良施設から引水設備をなし流水を使用しもしくは土地改良施設に汚水および廃液を放流しまたはこれらにかかる一切の物件を設置してはならない 万一これらの行為により土地改良施設の利用を害したときは甲は原状回復その他必要な措置を乙に命じ乙は損害その他全ての責を負うものとする。

第5条 甲が施行する土地改良事業に対し敷地を使用しもしくは土地改良施設の維持管理その他事業遂行のため乙に協力をもとめたときは全面的に乙は甲に協力するものとする

第6条 この協定に定められた事項につき疑義が生じたときまたは協定を変更する必要性が生じたときはその都度甲と乙が協議をするものとする

以上の協定を証明するため本記3部を作成し甲乙丙は記名捺印してそれぞれ一部を保存するものとする

平成 年 月 日

甲 天の川沿岸土地改良区 理事長 印

乙 県 市郡 町 番地

印

丙 県 市郡 町 番地

印